

人事委員会年報

平成 19 年度

新潟市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1) 組織	
	(2) 所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

第2章 事業概要

1	採用	10
	(1) 採用試験	
	(2) 採用選考	
2	昇任	12
	(1) 昇任試験	
	(2) 昇任選考	
3	職員の給与等に関する報告及び勧告	13
4	条例の制定、改廃に対する意見	20
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	22
	(1) 任用関係	
	(2) 給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	23
7	不利益処分に関する不服申立て	23
8	苦情相談	24
9	職員団体の登録	24
10	管理職員等の範囲	25
11	労働基準監督機関としての職権の行使	28
	(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況	
	(2) 職権行使の状況	
12	人事委員会規則等の制定、改廃	29

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

平成19年4月1日、新潟市は本州日本海側初の政令指定都市となりました。

それに先立ち、新潟市人事委員会は、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、新潟市人事委員会設置条例に基づき、平成19年1月11日に設置されました。

2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

任期は4年ですが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、2年とすることとされています。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

(平成20年4月1日現在)

職	氏名	任期	備考
委員長	丸山 正	19. 1. 11～ 23. 1. 10	弁護士
委員 (委員長職務代理者)	木戸 邦彦	19. 1. 11～ 21. 1. 10	元新潟市総務局総務部長
委員	大掛 幸子	19. 1. 11～ 22. 1. 10	新潟万代島総合企画(株) 営業本部 本部長

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

(1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃にあたり、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。
- キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

(2) 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

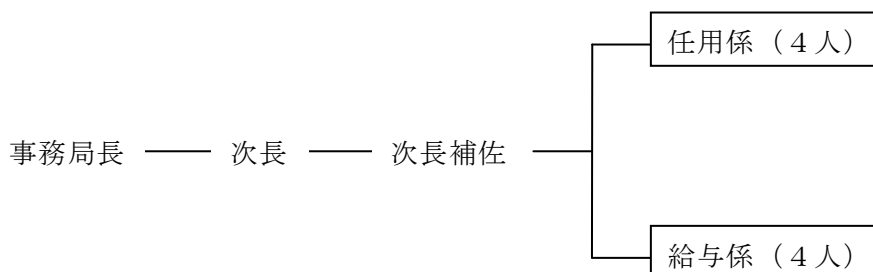
(3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員の不利益処分についての不服申立てについて審査し、裁決又は決定をすること。

4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成20年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 11人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- エ 人事記録の管理に関すること。
- オ 人事に関する統計報告に関すること。
- カ 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- キ 職階制に関すること。
- ク 給与，勤務時間その他の勤務条件，研修及び勤務成績の評定，厚生福利制度に関する調査研究に関すること。
- ケ 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払いの監理に関すること。
- サ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関すること。
- ス 不利益処分についての不服申立てに関すること。
- セ 職員の苦情処理に関すること。
- ソ 管理職員等の範囲に関すること。
- タ 職員団体の登録に関すること。
- チ 労働基準監督機関の権限行使に関すること。
- ツ 公印の管理に関すること。
- テ 文書の收受，発送及び保存に関すること。
- ト 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- ナ 事務局の予算，決算その他庶務に関すること。

5 予算

平成 19 年度における本委員会の予算は、次のとおりです。

単位：千円

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	110,869
報酬	4,668
給料	45,643
職員手当等	35,410
共済費	12,473
報償費	142
旅費	2,546
需用費	1,557
役務費	401
委託料	5,711
使用料及び賃借料	315
負担金補助及び交付金	2,003

6 人事委員会の開催状況

本委員会の平成 19 年度における開催状況は次のとおりです。

区 分	開 催 年月日	議 案 等
第 1 回 定例会	19. 4. 4 15:00 開会 17:21 閉会	議案 1 公平審査事案について 報告 1 平成 18 年度（措）第 1 号事案にかかる答弁書及び証拠の提出 について 2 断続的な宿日直勤務の許可について
第 2 回 定例会	19. 4. 24 15:00 開会 17:57 閉会	議案 1 平成 19 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の実施に ついて 2 平成 19 年職種別民間給与実態調査の実施について 3 平成 19 年職員給与実態調査の実施について 4 職員団体登録申請記載事項の変更届出書の受理について 5 公平審査事案について 報告 平成 19 年 3 月の分限及び懲戒処分の状況について

区 分	開 催 年月日	議 案 等
第3回 定例会	19. 5. 9 15:00 開会 17:50 閉会	議案 1 公平審査事案について
第4回 定例会	19. 5. 23 15:00 開会 17:16 閉会	公開口頭審理 議案 1 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について 報告 1 平成19年度職員採用試験（大学卒業程度等）の受験申込状況について 2 苦情相談の処理について 3 平成19年4月の職員の分限及び懲戒処分の状況について
第5回 定例会	19. 6. 12 15:00 開会 16:50 閉会	議案 1 条例案に対する意見について 2 公平審査事案について 報告 1 平成19年度職員採用試験（大学卒業程度等）の受験申込状況について 2 新潟市職員の公益法人等への派遣状況について
第6回 定例会	19. 6. 18 15:00 開会 16:52 閉会	議案 1 公平審査事案について 報告 1 平成19年5月の職員の分限及び懲戒処分の状況について 2 平成19年民間給与実態調査の結果について
第7回 定例会	19. 7. 4 15:00 開会 17:55 閉会	議案 1 平成19年度職員採用試験（大学卒業程度等）第1次合格者の決定について 2 消防職員の昇任にかかる競争試験及び選考の委任について 3 公平審査事案について 報告 1 平成19年民間給与実態調査の結果について 2 10月までの委員会審議スケジュールについて
第8回 定例会	19. 7. 18 15:30 開会 17:07 閉会	公開口頭審理 議案 1 平成19年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の実施について
第9回 定例会	19. 7. 31 15:07 開会 17:12 閉会	議案 1 平成19年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の実施について 2 公平審査事案について 3 「初任給，昇格，昇給等規則の運用について」の一部改正について 4 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 5 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について

区 分	開 催 年月日	議 案 等
		報告 平成 19 年 6 月の分限及び懲戒処分の状況について
第 10 回 定例会	19. 8. 22 13:30 開会 17:50 閉会	公開口頭審理 議案 1 平成 19 年度新潟市職員採用選考試験（大学卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 職務に専念する義務の特例に関する承認について 3 労働基準法別表第 1 の号別決定にかかる協議について 報告 平成 19 年 7 月の分限及び懲戒処分の状況について
第 11 回 定例会	19. 9. 5 14:10 開会 17:03 閉会	報告 平成 19 年度職員採用試験（高校卒業程度等）の受験申込状況について 協議 1 職種別民間給与実態調査結果について 2 平成 19 年職員の給与等の勧告について
第 12 回 定例会	19. 9. 12 13:00 開会 17:25 閉会	議案 1 労働基準法別表第 1 の号別の決定について 2 宿日直勤務の許可について 3 公平審査事案について 協議 平成 19 年職員の給与等の勧告について
第 13 回 定例会	19. 9. 19 13:08 開会 17:26 閉会	議案 1 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について 報告 平成 19 年 8 月の職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 平成 19 年職員の給与等の勧告について
第 14 回 定例会	19. 9. 27 13:00 開会 15:45 閉会	議案 1 職務に専念する義務の特例に関する承認について 2 公平審査事案について 協議 平成 19 年職員の給与等の勧告について
第 15 回 定例会	19. 10. 3 13:00 開会 16:02 閉会	議案 1 平成 19 年度職員採用試験（高校卒業程度等）第 1 次試験の合格者の決定について 協議 平成 19 年職員の給与等の勧告について
第 16 回 定例会	19. 10. 9 13:00 開会 13:20 閉会	議案 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 17 回 定例会	19. 10. 25 15:30 開会 16:57 閉会	公開口頭審理 議案 1 平成 19 年度新潟市職員採用試験（医療職）の最終合格者の決定及び名簿の確定について

区 分	開 催 年月日	議 案 等
		<p>2 「初任給，昇格，昇給等規則の運用について」の一部改正について</p> <p>報告 平成 19 年 9 月の分限及び懲戒処分の状況について</p>
第 18 回 定例会	19. 11. 21 15:00 開会 17:39 閉会	<p>議案</p> <p>1 平成 19 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>2 新潟市市民意見提出手続条例施行規則の制定について</p> <p>3 公平審査事案について</p> <p>報告 平成 19 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の受験申込状況について</p>
第 19 回 定例会	19. 11. 29 13:30 開会 16:23 閉会	<p>議案</p> <p>1 一般職の任期付職員の採用の承認について</p> <p>2 条例案に対する意見について</p> <p>3 公平審査事案について</p> <p>報告 平成 19 年 10 月の分限及び懲戒処分の状況について</p>
第 20 回 定例会	19. 12. 5 15:00 開会 17:01 閉会	<p>議案</p> <p>1 消防職員の昇任試験にかかる最終合格者の決定について</p> <p>2 条例案に対する意見について</p> <p>3 公平審査事案について</p>
第 21 回 定例会	19. 12. 19 15:00 開会 18:30 閉会	<p>議案</p> <p>1 平成 19 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験第 1 次試験合格者の決定について</p> <p>2 新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の制定について</p> <p>3 「新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について」の制定について</p> <p>4 新潟市教育職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の制定について</p> <p>5 俸給の号俸決定に関する特例承認基準の一部改正について</p> <p>6 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について</p> <p>7 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について</p> <p>8 「平成 19 年改正条例等の施行に伴う俸給の切替えについて」の制定について</p> <p>9 新潟市職員の地域手当に関する規則の一部改正について</p> <p>10 「扶養手当の運用について」の一部改正について</p> <p>11 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について</p> <p>12 「新潟市給与条例の運用方針について」の一部改正について</p> <p>13 新潟市職員の扶養手当に関する規則の一部改正について</p> <p>14 「扶養手当の運用について」の一部改正について</p> <p>15 昇給区分の職員数割合に関する協議について</p> <p>16 公平審査事案について</p> <p>報告</p>

区 分	開 催 年月日	議 案 等
		平成 19 年 11 月の分限及び懲戒処分の状況について
第 22 回 定例会	20. 1. 16 15:00 開会 17:30 閉会	議案 1 公平審査事案について 報告 平成 19 年 12 月の分限及び懲戒処分の状況について
第 23 回 定例会	20. 1. 30 13:50 開会 17:20 閉会	議案 1 平成 19 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 公平審査事案について
第 24 回 定例会	20. 2. 6 13:50 開会 16:54 閉会	議案 1 公平審査事案について
第 25 回 定例会	20. 2. 20 15:00 開会 17:41 閉会	議案 1 職員を昇任させるための選考について 2 平成 20 年度職員採用試験計画について 3 新潟市職員任用規則及び新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正について 4 条例案に対する意見について 5 公平審査事案について 報告 1 平成 20 年 1 月の職員の分限及び懲戒処分の状況について 2 職員採用説明会の開催について
第 26 回 定例会	20. 3. 5 15:00 開会 17:50 閉会	議案 1 平成 20 年度職員採用試験・選考実施計画について 2 新潟市職員任用規則及び新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正について 3 新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について 4 新潟市退職手当支給条例施行規則改正に係る協議について 5 公平審査事案について 6 職員を昇任させるための選考について
第 27 回 定例会	20. 3. 26 13:30 開会 16:10 閉会	議案 1 職務に専念する義務の特例に関する承認について 2 新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部改正について 3 新潟市人事委員会が行う職務専念義務の承認のうち軽易なものを指定する要綱の制定について 4 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 5 新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部改正について 6 新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について 7 新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部改正について 8 新潟市職員の地域手当に関する規則の一部改正について 9 新潟市職員の住居手当に関する規則の一部改正について 10 住居手当の運用の一部改正について

区 分	開 催 年月日	議 案 等
		<p>11 新潟市職員の宿日直手当に関する規則の一部改正について</p> <p>12 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について</p> <p>13 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>14 新潟市職員の俸給等の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>15 新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の一部改正について</p> <p>16 新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正について</p> <p>17 職務の級を決定する際における委員会承認基準の一部改正について</p> <p>18 人事交流採用職員の俸給決定のための承認について</p> <p>19 新たに給与条例適用となる職員の俸給決定のための承認について</p> <p>20 人事交流採用教育職員の俸給決定のための承認について</p> <p>21 俸給表の適用を異にして異動する職員の俸給決定のための承認について</p> <p>22 職員の昇格級決定のための承認について</p> <p>23 俸給表の適用の特例承認について</p> <p>24 俸給の調整額の特例承認について</p> <p>25 公平審査事案について</p> <p>報告</p> <p>平成 20 年 2 月の職員の分限及び懲戒処分の状況について</p>

第2章 事業概要

1 採用

(1) 採用試験

平成19年度に実施した職員採用試験は、次のとおりです。

ア 実施日

区分	職 種	第一次試験日		第二次試験日					最 終 合 格 発 表 日
		筆記 試験	適性 検査	作文	適性 検査	集団 面接	個別 面接	その他 ※	
大 学 卒 業 程 度	一般行政	6/24	-	7/13		8/2, 3			8/23
	社会福祉			7/12		7/27		-	
	土木					7/30			
	建築					8/1			
	電気			7/27					
	機械					7/23, 24			
	化学			6/24, 25					
消防士	7/23, 24								
免 許 資 格 職			獣医師	-	7/12	7/27		-	
	看護師 A	6/24	7/29	-	7/29				
	薬剤師								
民 間 企 業 等 経 験 者	一般行政	-	7/12			7/28			
	土木								
免 許 資 格 職	診療放射 線技師	9/23	-	10/13		10/13		-	
	臨床工学 技士			10/14		10/14			
	助産師			10/13, 14		10/13, 14			
	看護師 B	9/23	-	10/15		10/29, 30		11/22	
保育士	10/15			10/30		10/15			
高 校 卒 業 程 度			一般事務	10/31		-	11/22		
			学校事務	10/30					
			土木	10/23					
消防士	9/23, 25		10/23						

※大学卒業程度（一般行政）、民間企業等経験者（一般行政）及び高校卒業程度（一般事務）は集団討論、民間企業等経験者（土木）はプレゼンテーションを実施

イ 実施状況

区分	職 種	応募者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	倍 率 ((A)/(B))
大学卒業 程 度	一般行政	471	310	18	17.2
	社会福祉	59	49	1	49.0
	土木	44	37	8	4.6
	建築	16	12	3	4.0
	電気	11	10	2	5.0
	機械	8	7	2	3.5
	化学	15	11	1	11.0
	消防士	92	88	20	4.4
高校卒業 程 度	一般事務	33	26	3	8.7
	学校事務	97	77	10	7.7
	土木	5	4	2	2.0
	消防士	124	114	15	7.6
免許資格職	獣医師	3	3	2	1.5
	薬剤師	29	27	1	27.0
	助産師	22	16	10	1.6
	看護師 A	37	33	17	1.9
	看護師 B	144	121	52	2.3
	保育士	191	167	14	11.9
	診療放射線技師	27	21	2	10.5
	臨床工学技士	19	19	1	19.0
民間企業等 経 験 者	一般行政	192	173	2	86.5
	土木	84	76	2	38.0
合 計		1,723	1,401	188	7.5

(2) 採用選考

平成 19 年度に実施した採用選考は、各任命権者に委任しているもの以外は、次のとおりです。

ア 実施日

区 分	職 種	第一次試験日		第二次試験日		最 終 合 格 発 表 日
		筆記試験	適性検査	作文	個別面接	
身体障がい者	一般事務	12/2		1/20		1/31

イ 実施状況

区 分	職 種	応募者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	倍 率 ((A)/(B))
身体障がい者	一般事務	33	27	3	9.0

この選考は、競争的選考により実施しています。

2 昇任

(1) 昇任試験

平成 19 年度の昇任試験について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

(2) 昇任選考

平成 19 年度の昇任選考について、各任命権者に委任しているもの以外は次のとおりです。

単位：人

任命権者 役職	市 長	消防長	教 育 委員会	代表監査 委 員	選挙管理 委員会	水道事業 管 理 者	合 計
部 長	9						9
課 長	29	3	6	1	1	2	42
合 計	38	3	6	1	1	2	51

3 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成19年10月9日、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を初めて行いました。

その内容は、次のとおりです。

報 告（概 要）

1 給与等勧告の基本的な考え方

(1) 給与等勧告の意義と役割

公正・中立な第三者機関の立場から、市内民間事業所従業員と本市職員の給与等勤務条件について精確な比較を基に勧告を行うこととする。

(2) 民間準拠の考え方

職員の給与等を市内民間事業所の従業員の水準に均衡させることを基本に勧告を行うこととする。

(3) 給与の比較方法

職員と民間事業所従業員の給与について、次のとおり比較することとした。

ア ラスパイレス方式による比較方法

一般的な給与決定要素の条件である役職段階、年齢、学歴を合わせて、それらを同じくする者同士を比較する「ラスパイレス方式」によることを基本とした。

イ 比較対象企業規模

職員との比較の対象とする民間企業は、人事院や他の人事委員会と同様、従業員数「50人以上」の規模の企業とすることとした。

ウ 比較対象従業員

職員と比較を行う民間事業所の従業員は、職員の一般俸給表適用者（以下、「行政職」という。）に類似する事務・技術関係職種の従業員を対象とした。

エ 比較における役職対応関係

比較における職員と民間従業員の役職対応関係については、公務組織の規模等を考慮し、企業規模に応じて役職段階に一定の差を設けることとし、第1表のとおりとした。

第1表 比較における役職対応関係

職 員	民 間 従 業 員		
	企業規模 500 人 以上の事業所	企業規模 100 人 以上 500 人未満 の事業所	企業規模 100 人 未満の事業所
9 級	支店長, 工場長, 部長, 部次長	支店長, 工場長, 部長, 部次長	支店長, 工場長, 部長, 部次長
8 級	課 長		
7 級	課長代理	課 長	課 長
6 級		課 長	
5 級	係 長	課長代理	課長代理
4 級		係 長	係 長
3 級	主 任	主 任	主 任
2 級	係 員	係 員	係 員
1 級			

2 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「平成19年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般、医療職、消防職、福祉職及び教育職の5種類計8俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は6,368人で、平均年齢は42.9歳であり、実際に支払われた平均給与月額、俸給348,856円、扶養手当9,139円、管理職手当5,920円、住居手当4,071円、その他の手当9,140円の合計377,126円である。

このうち、民間給与との比較を行う行政職（本年4月1日付け採用の新規学卒者等を除く。）は3,408人で、平均年齢は43.6歳であり、平均給与月額は、俸給347,038円、扶養手当9,742円、管理職手当7,884円、住居手当3,694円、その他の手当4,083円の合計372,441円である。

3 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の430事業所から層化無作為抽出法により抽出した95事業所について、「平成19年職種別民間給与実態調査」を実施した。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は93.7%、調査実人員は4,104人であり、調査結果は広く市内民間事業所の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 本年の給与改定の状況

(ア) 初任給の状況

第2表 民間における初任給の改定状況 (単位：%)

学歴	項目 採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	36.4	(24.8)	(75.2)	(0.0)	63.6
高校卒	10.3	(22.3)	(77.7)	(0.0)	89.7

(注) ()内は、採用ありの事業所を100とした割合である。

(イ) 給与改定の状況

第3表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

役職段階	項目 ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	37.3	7.6	0.0	55.1
課長級	41.1	6.7	0.0	52.2

第4表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

役職段階	項目 定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施			定期 昇給 停止	定期 昇給 制度 なし	
		増額	減額	変化 なし			
係員	78.0	76.0	27.0	13.3	35.7	2.0	22.0
課長級	67.8	65.3	23.5	11.5	30.3	2.5	32.2

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 雇用調整の実施状況

第5表 民間における雇用調整の実施状況 (単位：%)

項目	実施事業所の割合
部門の整理・部門間の配転	4.3
採用の停止・抑制	3.6
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.0
転籍出向	2.0
希望退職者の募集	1.8
雇用調整を実施した事業所	11.0

(注) 1 平成19年1月以降の実施状況である。

2 項目の内容は複数回答である。

4 職員給与と民間給与の比較の結果

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、本年の職員給与と民間給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

ア 民間給与との較差

第6表 月例給の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
372,983 円	372,441 円	542 円

(注) 別途調査を行っている新規学卒採用者等は、表中には含まれていない。

イ 諸手当

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,910 円
配偶者と子1人	21,361 円
配偶者と子2人	27,158 円

(注) 1 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 支給月額は、家族手当が平成17年以降改定された事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(2) 特別給

民間の支給割合は所定内給与月額の4.43月分に相当し、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.45月)とおおむね均衡している。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して0.8%下落している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では173,050円、3人世帯では189,410円、4人世帯では205,780円となっている。

6 本年の給与の改定

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行うことが適当であると判断した。

イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当の支給月数の改定を行わないことが適当であると判断した。

(2) 改定すべき事項

ア 俸給表

一般俸給表については、月例給の民間給与との較差の状況を考慮し、民間との間に相当の差が生じている初任給を中心に若年層に限定して引上げ改定を行うこととする。

一般俸給表以外の俸給表についても、一般俸給表との均衡を基本に改定を行うこととする。ただし、若年層に適用されない再任用職員の俸給月額並びに特定任期付職員俸給表及び任期付研究員俸給表（招へい型）については、改定は行わないこととする。

なお、高等学校教育職員に適用する教育職俸給表については、任用の事情を踏まえ、新潟県の改定の内容に準じて改定することとする。

イ 扶養手当

扶養手当については、月例給の民間給与との較差や民間の家族手当の支給状況を考慮するとともに、少子化対策が進められていることも踏まえ、扶養親族である子等に係る支給月額（職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がいない場合の1人に係る支給月額を除く。）を500円引き上げることとする。

ウ 地域手当の支給割合の改定

市外勤務者等に対する地域手当の支給割合については、国家公務員の制度を基準に設定していることから、引き続き国家公務員に準じて定めることとする。

(3) 改定の実施時期

上記の俸給表及び扶養手当の改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

また、地域手当の改定については、国家公務員の地域手当の改定と同様に実施するものとする。

8 その他給与等に関する課題

(1) 勤務実績の給与への反映

勤務実績の給与への反映について一層推進し、任命権者にあつては引き続き適正な運用を行うよう、求めるものとする。

(2) 教員給与

副校長等の新たな職が設置される場合には、俸給表の見直しを含めた対応を進めていくこととする。

(3) 住居手当

市内民間事業所の状況について引き続き調査を行うこととし、国や他の地方公共

団体の動向を踏まえ検討を進めていくこととする。

9 人事管理に関する課題

(1) 人材の確保

団塊世代の大量退職等，厳しい状況が見込まれるが，これからの市政を担う優秀な人材を広く確保できるよう取組を強化するとともに，採用試験等について，さらに研究を進めていくこととする。

(2) 人事評価制度の確立

現在行っている人事評価制度の試行の成果や，試行で明らかになってきた課題を十分に研究・整理し，公正性・透明性の高い人事評価制度を早期に確立していく必要がある。

(3) 勤務時間の見直し

民間事業所の状況及び国や他の政令指定都市の動向等を注視しながら，市民サービスへの影響も含め，調査・研究を進めていく必要がある。

(4) 超過勤務の縮減

職員一人ひとりが効率的・計画的な業務執行に努めるとともに，管理職員にあっては，コスト意識に立った業務の見直しや適切な業務配分，職員の業務進捗状況の把握等を徹底することにより，なお一層，超過勤務を縮減していくことが望まれる。

(5) 仕事と家庭の両立支援

子育てをする職員に関しては，新潟市特定事業主行動計画を策定し，子どもを生み育てやすい職場づくりを推進しているが，さらに環境整備に取り組んでいく必要がある。また，育児短時間勤務制度の速やかな導入を図る必要がある。

(6) メンタルヘルス対策

メンタル疾患は，その予防や復帰の支援，再発防止等の対策，職場の人間関係や人事労務管理体制等の職場環境の改善が重要であり，これらへの対応を組織全体としてさらに進めていくことが必要である。

(7) 女性職員の登用の拡大

女性職員の職域を拡大するとともに，意欲と能力を引き出す取組を進め，女性職員の登用の拡大に一層努めていくことが必要である。

(8) 公務員倫理の確保

職員にあっては，全体の奉仕者としての自覚を高め，市民に信頼される公務員として，効率的な業務遂行と行政サービスのさらなる向上に努めることを要望する。

勸告（概要）

次の事項を実現するため、新潟市給与条例、新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例を改正することを勧告する。

1 改定の内容

（１）新潟市給与条例の改正

ア 俸給表

現行の俸給表を別記第 1 のとおり改定すること。

イ 扶養手当

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る手当の月額を除く。）を各 1 人につき 6,500 円とすること。

（２）新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の改正

ア 教育職俸給表(1)

現行の教育職俸給表(1)を新潟県の改定の内容に準じて改定すること。

イ 教育職俸給表(2)

現行の教育職俸給表(2)を別記第 2 のとおり改定すること。

（３）新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

現行の第 3 条任期付職員俸給表を別記第 3 のとおり改定すること。

（４）新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

現行の第 2 号任期付研究員に適用される俸給表を別記第 4 のとおり改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の（２）の ア については新潟県の改定の実施時期に準じて実施すること。

（別記第 1 ～ 4 省略）

4 条例の制定，改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し，又は改廃しようとするときは，議会において，人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が，議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は，次のとおりです。

意見申出年月日	条例名	概要	意見
19. 6. 12	新潟市職員退職手当支給条例の一部改正	雇用保険法の失業給付相当額に満たず一定期間失業している場合において支給対象となる「失業者の退職手当」の受給要件資格である勤続期間を，原則 12 月以上に変更するもの	雇用保険法の改正に伴う国家公務員退職手当法の改正に準じ，所要の改正を行うものであり，適当な措置であると考えている。
19. 11. 29	新潟市給与条例の一部を改正する条例等の一部改正	寒冷地手当の廃止に伴う経過措置について，人事交流等職員を適用対象に加えるもの。また，給与構造改革導入時の俸給切替えに伴う差額支給に関する詳細事項を人事委員会規則に委ねるもの	給与支給の経過措置について，職員間の均衡を図るための規定整備等を行うものであり，適当であると考えている。
	新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ，職員の育児短時間勤務制度等を導入するため，関連する条例を整備するもの	「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴う措置であり，仕事と家庭の両立支援への環境整備を図るためのものであることから，適当であると考えている。
19. 12. 6	新潟市給与条例の一部改正	人事委員会の「職員の給与等に関する勧告」に基づき，俸給表の引上改定及び子等に係る扶養手当の引上改定を行うもの	市議会及び市長に行った「職員の給与等に関する勧告」に基づく措置であることから，適当なものと認められる。
	新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正	人事委員会の「職員の給与等に関する勧告」に基づき，俸給表の引上改定を行うもの	

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
	新潟市一般職 の任期付職員 の採用等に関 する条例の一 部改正	人事委員会の「職員の給与等に関する勸告」に基づき、俸給表の引上改定を行うもの	
	新潟市一般職 の任期付研究 員の採用等に関 する条例の一 部改正	人事委員会の「職員の給与等に関する勸告」に基づき、俸給表の引上改定を行うもの	
20. 2. 20	新潟市職員の 勤務時間、休 暇等に関する 条例の一部改 正	年次有給休暇の付与について、暦年付与から年度付与に切り替えるもの	年次有給休暇の付与について、暦年付与から年度付与に改めるものであるが、原則として年度で行われている職員の任用と同様に、年度を単位とするものであり、異議はない。
	新潟市職員の 特殊勤務手当 支給条例の一 部改正	賦課徴収等業務手当の支給対象の拡大及び療養指導等業務手当額の見直しを行うもの	業務の実態に合わせて規程の整理をするものであり、適当であると考えている。
	新潟市職員退 職手当支給条 例の一部を改 正する条例の 一部改正	条例の施行期日について、国家公務員退職手当法の改正に準じて改めるもの	国家公務員退職手当法の改正に準じるものであり、適当であると考えている。
	新潟市旅費条 例の一部改正	日当廃止に代わる県外旅行時の旅行雑費の新設及び交通費・宿泊料・車賃・移転料の見直しを行うもの	出張等の実態に合わせて制度を見直すものであり、適当であると考えている。

5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

平成 19 年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

(1) 任用関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
市長	職務に専念する義務の特例の承認について (北信越国体に職員参加)	1 人	承認 19. 8. 22
市長 水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (国体に職員参加)	3 人	承認 19. 9. 27
教育委員会	一般職の任期付職員の採用の承認について (市立小中学校長に公募によって選考された者を採用)	2 人	承認 19. 11. 29
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (国体実行委員会に職員参加)	1 人	承認 20. 3. 26
市長	臨時的任用の職の承認について	47 人	承認 20. 3. 28

(2) 給与関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
市長	昇給区分の職員数割合に関する協議について (昇給区分を決定する職員の総数に占める「特に良好」以上の昇給区分に決定する職員の割合)	—	応諾 19. 12. 19
市長	新潟市退職手当支給施行規則改正に係る協議について (基礎在職期間における職員の各区分に、福祉職俸給表の職務の級、任期付研究員俸給表及び特定任期付職員俸給表の号俸を追加)	—	応諾 20. 3. 5
市長	職員の俸給の調整額の特例承認について (人事交流職員について広域異動手当に代わる適当な措置)	1 人	承認 20. 3. 26
市長 教育委員会	職員の俸給表の適用の特例承認について (保健師、看護師等の異動職員)	16 人	
市長 市議会議長 教育委員会 農業委員会 選挙管理委員会 消防長	職員の昇格の承認について	71 人	
市長	俸給表異動職員の俸給の決定の承認について	1 人	
教育委員会	採用職員(県教員等から市費負担教員への採用)の俸給の決定の承認について	4 人	
教育委員会	異動職員(県費負担教員から市事務局職員への異動)の俸給の決定の承認について	12 人	
市長 教育委員会	採用職員(国・県からの人事交流等)の俸給の決定の承認について	14 人	

6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成19年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	要求年月日	審理状況
平成18年度(措)第1号事案	昇給の実施	19. 2. 28	継続中
平成19年度(措)第1号事案	職務専念義務免除の不承認の取消	19. 10. 31	〃
平成19年度(措)第2号事案	〃	〃	〃
平成19年度(措)第3号事案	〃	〃	〃
平成19年度(措)第4号事案	〃	〃	〃
平成19年度(措)第5号事案	〃	〃	〃
平成19年度(措)第6号事案	〃	〃	〃
平成19年度(措)第7号事案	〃	〃	〃
平成19年度(措)第8号事案	〃	〃	〃
平成19年度(措)第9号事案	〃	〃	〃

7 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができます。

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成19年度における不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成17年(不)第1号事案	懲戒(減給)処分取消	17. 2. 25	継続中
平成17年(不)第2号事案	転任処分取消	17. 5. 27	棄却 20. 3. 5

8 苦情相談

平成 19 年度における職員からの苦情相談の概要は、次のとおりです。

単位：人

任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	いじめ等 関係	計
2						2

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区白山浦 1 丁目 425 番地 9 市役所白山浦庁舎内
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通 1 番町 86 番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原 6 丁目 3 番 3 号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町 2 丁目 11 番 4 号 高校会館内

10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているため、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成20年4月1日現在)

機 関		職
本庁	議会事務局	局長，次長，課長及び課長補佐
	市長部局	技監，部長，担当部長，本部長，会計管理者，部に置かれる次長，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長 政策企画部の政策監，主幹及び市長が特に命じた主査 政策企画部企画調整課の係長 政策企画部秘書課の秘書担当の主幹，主査，副主査及び主事 政策企画部の企画・広報監 文化スポーツ部の美術企画監 保健所の医監 経済・国際部の産業政策監 下水道部経営企画課の経理係長 総務部総務課の庁舎管理係長 総務部行政経営課の行政経営係長及び行政組織係長 総務部のIT政策監 総務部人事課の人事係長及び給与係長並びに人事，給与及び服務担当の主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)並びに職員団体担当の主査，副主査及び主事 総務部職員健康管理課の安全衛生係長 財務部財務課の係長 会計課の係長 都市政策研究所の副所長，主任研究員，事務局長及び市長が特に命じた主査
	教育委員会事務局	教育長，教育次長，教育政策監，課長及び課長補佐 教育総務課の総務企画係長及び職員係長 学校支援課の総括指導主事 教職員課の総括管理主事及び管理主事
	選挙管理委員会事務局	局長及び次長

機 関		職
	監査委員事務局	局長及び次長
	人事委員会事務局	局長，次長，次長補佐，主幹，係長並びに企画に関する事務を行う主査，副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所及び 区役所の機 関	区役所	区长，副区长，課長，課長補佐及び課に置かれる室の長 政策企画課の企画係長及び区政推進係長 総務課の総務係長及び管理財務係長
	福祉事務所	所長，課長及び課長補佐
	出張所	所長
	連絡所	主任
	豊栄博物館	館長
	水の駅「ビュー福島潟」	館長
	体育館	館長
	コミュニティセンター	所長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	新津 B&G 海洋センター	所長
	白根カルチャーセンター	所長
	巻文化会館	館長
	潟東ゆう学館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
	保育園	園長
	しろね大凧と歴史の館	館長
本庁又は区 役所以外の 機関	東京事務所	所長及び副所長
	消費生活センター	所長
	パスポートセンター	所長
	美術館	館長及び副館長
	埋蔵文化財センター	所長
	資源再生センター	所長
	清掃事務所	所長
	清掃センター	所長
	白根環境事業所	所長
	新津クリーンセンター	所長
	処分地管理事務所	所長
	東処理センター	所長
	母子生活支援施設さつき荘	所長
	児童相談所	所長及び所長補佐

機 関	職
幼児ことばとこころの相談センター	所長
ひしのみ園	園長
明生園	園長
めいせいデイサポートセンター	所長
身体障がい者更生相談所	所長及び所長補佐
知的障がい者更生相談所	所長及び所長補佐
こころの健康センター	所長及び所長補佐
大山台高齢者福祉センター	所長
保健所	所長，次長，課長及び課長補佐
食品環境センター	所長
食肉衛生検査所	所長及び所長補佐
衛生環境研究所	所長，次長及び次長補佐
中央卸売市場	場長，次長及び次長補佐
園芸センター	所長
新潟駅周辺整備事務所	所長，次長及び次長補佐
地域土木事務所	所長，課長及び課長補佐
地域下水道事務所	所長，次長及び次長補佐
下水道管理センター	所長，課長及び課長補佐
工事検査センター	所長，次長，副参事及び次長補佐
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長，教頭及び事務長
養護学校	校長及び教頭
生涯学習センター	所長，次長及び次長補佐
中央公民館	館長及び館長補佐
地区公民館	館長
中央図書館	館長，課長及び課長補佐
図書館(中央図書館を除く。)	館長
総合教育センター	所長及び所長補佐
視聴覚センター	所長
教育相談センター	所長
教育事務所	所長
学校給食センター	所長
特別支援教育サポートセンター	所長

11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況

本市の事業所又は事務所に労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(平成20年4月1日現在)

所 管	号別区分	事 業 所 の 名 称
人 事 委 員 会	第12号 教育・研究・ 調査の事業	美術館・新津美術館・埋蔵文化財センター・衛生環境研究所・園芸センター・ 豊栄博物館・水の駅「ビュー福島潟」・三ツ森児童館・早通児童センター・ 葛塚東児童館・しろね大凧と歴史の館・中之口先人館・図書館・図書館分館・ 総合教育センター・視聴覚センター・教育相談センター・中央公民館・地区 公民館・生涯学習センター・小学校（給食場を除く。）・中学校（給食場を除 く。）・高等学校・幼稚園（給食場を除く。）・養護学校（給食場を除く。）
	別表第1の各 号に属さない 事業	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・幼児ことば ところの相談センター・身体障がい者更正相談所・知的障がい者更正相談 所・食品衛生検査所・中央卸売市場・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務 所・地域下水道事務所・下水道管理センター・区役所・出張所・連絡所・豊 栄総合体育館・亀田総合体育館・横越総合体育館・万代市民会館・亀田市民 会館・西新潟市民会館・黒埼市民会館・新津地域学園・新津 B&G 海洋セン ター・白根カルチャーセンター・潟東ゆう学館・巻文化会館・消防局・消防 署・出張所・議会事務局・教育委員会事務局・教育事務所・選挙管理委員会 事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・中央農業委員会事務局・区農 業委員会事務局
労 働 基 準 監 督 署	第1号 製造・加工業	新潟市立学校給食場・給食センター
	第13号 保健・衛生業	・母子生活支援施設さつき荘・ひしのみ園・明生園・めいせいデイサポート センター・こころの健康センター・大山台高齢者福祉センター・保健所・食 品環境センター・地域保健福祉センター・保育園
	第15号 清掃・と畜場 業	資源再生センター・清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・東処理 センター・白根環境事業所・新津クリーンセンター

(2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成 19 年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

項 目	件 数
解雇予告除外認定	1
断続的な宿日直勤務の許可	1
時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	27
健康診断結果報告書の受理	19
産業医選任報告書の受理	12
総括安全衛生管理者選任報告書の受理	1

12 人事委員会規則等の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成 19 年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

(1) 規則

番 号	公布年月日 (施行年月日)	名 称	制定・改廃の概要
平成 19 年 第 60 号	19. 5. 29 (19. 5. 29)	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	都市政策研究所副所長職の新設に伴う所要の改正
平成 19 年 第 61 号	19. 5. 29 (19. 5. 29)	新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	都市政策研究所副所長職の新設に伴う所要の改正
平成 19 年 第 62 号	19. 8. 3 (19. 8. 3)	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う改正
平成 19 年 第 63 号	19. 9. 26 (19. 10. 1)	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	中央図書館館長等の職の設置に伴う所要の改正
平成 19 年 第 64 号	19. 9. 26 (19. 10. 1)	新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	中央図書館館長職の設置に伴う所要の改正
平成 19 年 第 65 号	19. 11. 30 (19. 12. 1)	新潟市市民意見提出手続条例施行規則	新潟市市民意見提出手続条例の施行に伴う必要事項の制定
平成 19 年 第 66 号	19. 12. 26 (19. 12. 26)	新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則	給与構造改革導入時の俸給切替えに伴う差額支給に関する経過措置規定の制定
平成 19 年 第 67 号	19. 12. 26 (19. 12. 26)	新潟市教育職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則	給与構造改革導入時の俸給切替えに伴う差額支給に関する経過措置規定の制定

番 号	公布年月日 (施行年月日)	名 称	制定・改廃の概要
平成 19 年 第 68 号	19. 12. 26 (19. 12. 26)	新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則	給与条例一部改正による俸給表の改定に伴う調整基本額の改定
平成 19 年 第 69 号	19. 12. 26 (19. 12. 26)	新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を改正する規則	給与条例一部改正による俸給表の改定に伴う昇格時号俸対応表の改正
平成 19 年 第 70 号	19. 12. 26 (19. 12. 26)	新潟市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	都区内に係る地域手当支給割合の改正
平成 19 年 第 71 号	19. 12. 26 (20. 1. 1)	新潟市職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	扶養親族に認定される要件の規定の整備
平成 20 年 第 1 号	20. 3. 10 (20. 3. 10)	新潟市職員任用規則及び新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	候補者名簿の有効期間を明記する改正及び臨時的任用の承認権限を委任可能とする改正
平成 20 年 第 2 号	20. 3. 10 (20. 3. 10)	新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則	育児短時間勤務制度導入に伴う関係規定の整備
平成 20 年 第 3 号	20. 3. 31 (20. 4. 1)	新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	選考請求書の様式変更
平成 20 年 第 4 号	20. 3. 31 (20. 4. 1)	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	市民病院の公営企業化及び組織改正による職の改廃に伴う所要の改正
平成 20 年 第 5 号	20. 3. 31 (20. 4. 1)	新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	市民病院の公営企業化に伴う所要の改正
平成 20 年 第 6 号	20. 3. 31 (20. 4. 1)	新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を委任する規則	市民病院の公営企業化に伴う所要の改正
平成 20 年 第 7 号	20. 3. 31 (20. 4. 1)	新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	手当支給単位期間の特例の適用事由の追加
平成 20 年 第 8 号	20. 3. 31 (20. 4. 1)	新潟市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	暫定支給割合の改定及び支給対象地域への横浜市の追加
平成 20 年 第 9 号	20. 3. 31 (20. 4. 1)	新潟市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	借家手当支給対象外職員として公務員宿舍等居住者を追加
平成 20 年 第 10 号	20. 3. 31 (20. 4. 1)	新潟市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則	市民病院の公営企業化に伴う所要の改正
平成 20 年 第 11 号	20. 3. 31 (20. 4. 1)	新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	市民病院の公営企業化及び組織改正による職の改廃に伴う所要の改正
平成 20 年 第 12 号	20. 3. 31 (20. 4. 1)	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	市民病院の公営企業化に伴う所要の改正
平成 20 年 第 13 号	20. 3. 31 (20. 4. 1)	新潟市職員の俸給等の支給に関する規則の一部を改正する規則	支給する職員の範囲の改正

番 号	公布年月日 (施行年月日)	名 称	制定・改廃の概要
平成 20 年 第 14 号	20. 3. 31 (20. 4. 1)	新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	育児短時間勤務制度導入に伴う規定の整備

(2) 訓令

番 号	公布年月日 (施行年月日)	名 称	制定・改廃の内容
平成 20 年 第 1 号	20. 3. 26 (20. 4. 1)	新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部を改正する規程	事務局長の専決事項の追加

平成 19 年度

人 事 委 員 会 年 報

平成 20 年 12 月発行

新 潟 市 人 事 委 員 会 事 務 局
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
(市役所白山浦庁舎 7 号棟 1 階)

任用係 TEL : 025-226-3515 (直通)

給与係 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-265-3151